

小平第四小学校学校経営協議会傍聴規則

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、小平市学校運営協議会規則（平成19年 教委規則第4号。）第30条第3項の規定に基づき、小平市立小平第四小学校の学校運営協議会の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、所定の場所とし、その旨を明示する。

(傍聴の申込)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、事務局会議開催日前までに会長宛に住所、氏名を明らかにして申し込みをしなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10人とする。

2) 傍聴人が定員の10人に達しているときは、傍聴の申込を受け付けられないことがある。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

2) 会長の許可を得た場合に限り傍聴人は、その児童及び乳幼児を傍聴席に伴うことができる。

(傍聴人への資料の提供)

第6条 協議すべき事項の表題の記載されている資料のみの配布に止め、詳細資料の配布は行わないものとする。

(傍聴人の一時退席)

第7条 協議事項の審議に際し会長よりその協議事項が機密内容を含む場合、傍聴人へ一時退席を求めることができる。傍聴人は、この求めに応じなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規則に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わない時は、これを退場させることができる。

附則 この規則は、2019年4月1日から施行する。